

阿賀野市告示第2号

市道路線の区域決定及び供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を決定し供用を開始する。

なお、関係図面は告示の日から2週間、阿賀野市建設課において一般の縦覧に供する。

令和5年1月5日

阿賀野市長 田中清善

- | | |
|---------------|----------|
| 1 区域決定の路線及び区間 | 別紙のとおり |
| 2 供用開始の路線及び区間 | 別紙のとおり |
| 3 供用開始の期日 | 令和5年1月5日 |

区域決定

区分		路線 番号	路線名	起 点	終 点	延長(m)	幅員(m)	重要な 経過地
変更	前	12019	大野土橋線	市野山字大野 238 番地先	百津字家ノ浦 109 番地先	785.3	7.1～ 16.0	
	後			百津字家ノ浦 192 番 1 地先	百津字家ノ浦 109 番地先	85.3	8.2～ 12.0	
変更	前	13344	市野山土橋線	市野山字野地 浦 47 番 3 地先	土橋字野中 167 番地先	939.3	5.3～ 9.3	
	後			市野山字野地 浦 47 番 3 地先	土橋字野中 53 番 8 地先	870.7	5.3～ 10.8	
変更	前	13463	庚町東線	下条町 1593 番 1 地先	下条町 1606 番 2 地先	103.1	4.0～ 6.2	
	後			下条町 994 番 10 地先	下条町 1606 番 2 地先	320.9		
変更	前	33136	窪川原 151 号線	窪川原字垣添 128 番 1 地先	窪川原字垣添 253 番地先	993.6	5.2～ 9.2	
	後			京ヶ島字居前 1331 番 1 地先	窪川原字垣添 253 番地先	1,024.6		

供用開始

区分		路線 番号	路線名	起 点	終 点	延長(m)	幅員(m)	重要な 経過地
変更	前	12019	大野土橋線	市野山字大野 238 番地先	百津字家ノ浦 109 番地先	785.3	7.1～ 16.0	
	後			百津字家ノ浦 192 番 1 地先	百津字家ノ浦 109 番地先	85.3	8.2～ 12.0	
変更	前	13344	市野山土橋線	市野山字野地 浦 47 番 3 地先	土橋字野中 167 番地先	939.3	5.3～ 9.3	
	後			市野山字野地 浦 47 番 3 地先	土橋字野中 53 番 8 地先	870.7	5.3～ 10.8	
変更	前	13463	庚町東線	下条町 1593 番 1 地先	下条町 1606 番 2 地先	103.1	4.0～	
	後			下条町 994 番 10 地先	下条町 1606 番 2 地先	320.9	6.2	
変更	前	33136	窪川原 151 号線	窪川原字垣添 128 番 1 地先	窪川原字垣添 253 番地先	993.6	5.2～	
	後			京ヶ島字居前 1331 番 1 地先	窪川原字垣添 253 番地先	1,024.6	9.2	